

## 議案第8号 交野市火災予防条例の一部を改正する条例について

### 1. 条例改正の目的

近年、テントサウナやバレルサウナなど屋外で楽しむ簡易サウナが広く普及したことにより、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準が一部改正され、対象火気設備等の種類として簡易サウナ設備が追加されたことから、交野市火災予防条例において、所要の改正を行うもの。

### 2. 条例改正の内容（別紙、参考資料参照）

#### （1）簡易サウナ設備の規定を追加（条例第10条関係）

・新たに簡易サウナ設備の定義、離隔距離、及び温度が異常に上昇した場合の装置について定める。

#### （2）一般サウナ設備について（条例第10条の2関係）

・簡易サウナ設備以外のサウナ設備を、一般サウナ設備に改める。

#### （3）火災の予防を推進するための施策の実施について（条例第37条の7第1項第1号関係）

・住宅における火災の予防を推進するための施策に感震ブレーカーの普及促進を加える。

#### （4）火を使用する設備等の設置の届出について（条例第67条関係）

・設置する際に消防長に届出が必要な設備として、新たに簡易サウナ設備を加え、サウナ設備を一般サウナ設備に改める。

### 3. 施行日：令和8年3月31日から施行する。

### 4. 関連Webサイト：[https://www.soumu.go.jp/menu\\_hourei/shinki/01shoubo01\\_02001131.html](https://www.soumu.go.jp/menu_hourei/shinki/01shoubo01_02001131.html)

【総務省消防庁HP】対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募の結果及び改正省令等の公布

## 議案第8号 交野市火災予防条例の一部を改正する条例について

## サウナ設備の安全基準について

■近年、テントサウナやバレルサウナなど、屋外で楽しむ簡易サウナが広く普及しています。これらの設備の安全性を確保するため、全国的に基準の見直しが行われ、本市の火災予防条例も改正します。

## ■ 簡易サウナ設備の安全基準を新たに規定

- ・対象となるのは、屋外に設置するテント型・バレル型サウナで、出力6kW以下の薪または電気式のもので。
- ・可燃物が高温にならない、または引火しない距離を確保することが必要です。
- ・異常な温度上昇を検知して熱源を遮断する装置を設置します。薪式の場合は、近くに消火器を置くことで代替できます。

テント型サウナ



バレル型サウナ





# 感震ブレーカーとは？

感震ブレーカーは、地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止めます。

【感震ブレーカーの種類】

分電盤タイプ（内蔵型）	分電盤タイプ（後付型）	コンセントタイプ	簡易タイプ
			
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。
約5～8万円（標準的なもの）	約2万円	約5,000円～2万円	3,000円～4,000円程度
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある	電気工事が不要

（注）住宅分電盤の種類に適した製品をお選びください。



感震ブレーカーを設置して  
電気火災から「家」・「地域」を守ろう。

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和8年3月定例会

議案の 件名	議案第8号 交野市火災予防条例の一部を改正する条例について		政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ <input type="checkbox"/> ）		
〈政策等の概要〉			〈他の自治体の類似する政策等との比較〉			
この条例は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第9条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第9条の2の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について定めるとともに、交野市における火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。			他市（近隣市）消防本部においても同様の改正を予定している。			
			〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）			
			総事業費	国庫支出金	府支出金	市債
〈政策等を必要とする背景〉			〈将来にわたる効果及びコストの状況〉			
対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準が一部改正されたことに伴い、対象火気設備等の種類として簡易サウナ設備が追加されたこと等から、交野市火災予防条例において、所要の改正を行うもの。						
〈提案に至るまでの経緯〉			〈総合計画等の整合〉			
令和7年11月12日 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布（令和8年3月31日施行）			まちづくりの目標	目 標	3 みんなが助け合い、安心して住み続けられるまち	
			政策分野または経営方針	分野・方針	1 2 消防・救急	
			施策	施 策	2 火災予防の推進	
〈市民参加の状況〉			○その他の計画（該当する場合のみ）			
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）			計画名称			
			策定年度			
			計画期間			
			〈政策等の実施時期〉		令和8年3月31日	
			担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	
			消防本部	予防課	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 新旧対照表等	

交野市火災予防条例（昭和61年条例第22号）新旧対照表

新	旧
<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合（不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で有効に仕上げをした建築物等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の部分の構造が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であつて、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造つたものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造つたもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合をいう。以下同じ。）を除き、建築物等及び可燃性の物品から次<u>      </u>に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長（消防署長）が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア 別表第3の炉の項に掲げる距離</p> <p>イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）により得られる距離</p> <p>(2)～(17) (略)</p>	<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合（不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で有効に仕上げをした建築物等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の部分の構造が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であつて、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造つたものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造つたもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合をいう。以下同じ。）を除き、建築物等及び可燃性の物品から次<u>の各号</u>に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長（消防署長）が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア 別表第3の炉の項に掲げる距離</p> <p>イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）により得られる距離</p> <p>(2)～(17) (略)</p>

新	旧
<p>2～4 (略)</p> <p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第10条 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)</u>又は<u>バレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)</u>に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第13号まで、第15号から第16号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)</u>及び第7条第1項の規定を準用する。</p> <p><u>(一般サウナ設備)</u></p>	<p>2～4 (略)</p> <p><u>(サウナ設備)</u></p>

新	旧
<p><u>第10条の2 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） <u>一般サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p> <p>（液体燃料を使用する器具）</p> <p><u>第24条</u> 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次<u>      </u>に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長（消防署長）が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア 別表第3の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離</p> <p>イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離</p> <p>（2）～（13） （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p><u>第10条</u> <u>サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）</u><u>      </u>の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） <u>サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p> <p>（液体燃料を使用する器具）</p> <p><u>第24条</u> 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次<u>の各号</u>に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長（消防署長）が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア 別表第3の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離</p> <p>イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離</p> <p>（2）～（13） （略）</p> <p>2 （略）</p>

新	旧
<p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第37条の7 交野市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第67条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)</u></p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u>(個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) (略)</p>	<p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第37条の7 交野市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器_____その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第67条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>サウナ設備</u>(個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) (略)</p>